



マイナンバーカードがピピッと 健康保険証に(前編)

東京会 柏本 和江

社労士家村事務所勤務 2004年に入所後、主に電子申請・デジタル化を担当
東京都社会保険労務士会 デジタル・IT化推進特別委員会電子申請推進部会 部会長
全国社会保険労務士会連合会 電子申請ヘルプデスク相談員

デジタル社会とマイナンバーカード

2016年1月にマイナンバーカードの交付が始まり5年が経ちました。私たち社労士の業務もマイナンバー制度が導入されて以降、大きく変化しています。雇用保険は、2018年5月から多くの手続きでマイナンバーの記載が必要となりました。社会保険も、2018年3月からは各種届出・申請手続きがマイナンバーでも行えるようになりました。マイナンバーが住民票情報と紐づくことにより、住所変更届や氏名変更届が不要になったり、課税証明書等の添付書類も段階的に省略となったり、大変便利さを感じているところです。

今年9月、政府はさらなる社会のデジタル化を進めるため、デジタル庁を創設します。利便性の高いデジタル社会の早期実現には、マイナンバーカードの普及が不可欠です。社労士の今後にとってもマイナンバーカードの利活用は重要なテーマとなっています。大野会長も、昨年12月号の『月刊社労士』で健康保険被保険者証機能をマイナンバーカードに登録するための導入支援を行いますとのメッセージを発信しました。

これまでマイナンバーカードの交付率は低くとどまっていたのですが、2020年4月1日現在16.0%であったところ、2021年2月1日現在では25.2%と大幅に伸びています。自治体によっては5割を超えるところもあります。その要因としては、コロナ禍での特別定額給付金申請の際にマイナンバーカードを利用したオンライン申請の利便性が事前に報じられていたこと、2020年9月から開始されたマイナポイント事業^{*1}、また2021年3月から健康保険証の機能が新たに追加されること等が考えられます。今後はハローワークカード(求職登録票)、介護保険被保険者証、運転免許証等様々な証明書がマイナンバーカードと一体化し利便性の向上が期待されます。

本稿では2回にわたり、マイナンバーカードへの健康保険証機能搭載の概要及び利活用について解説します。

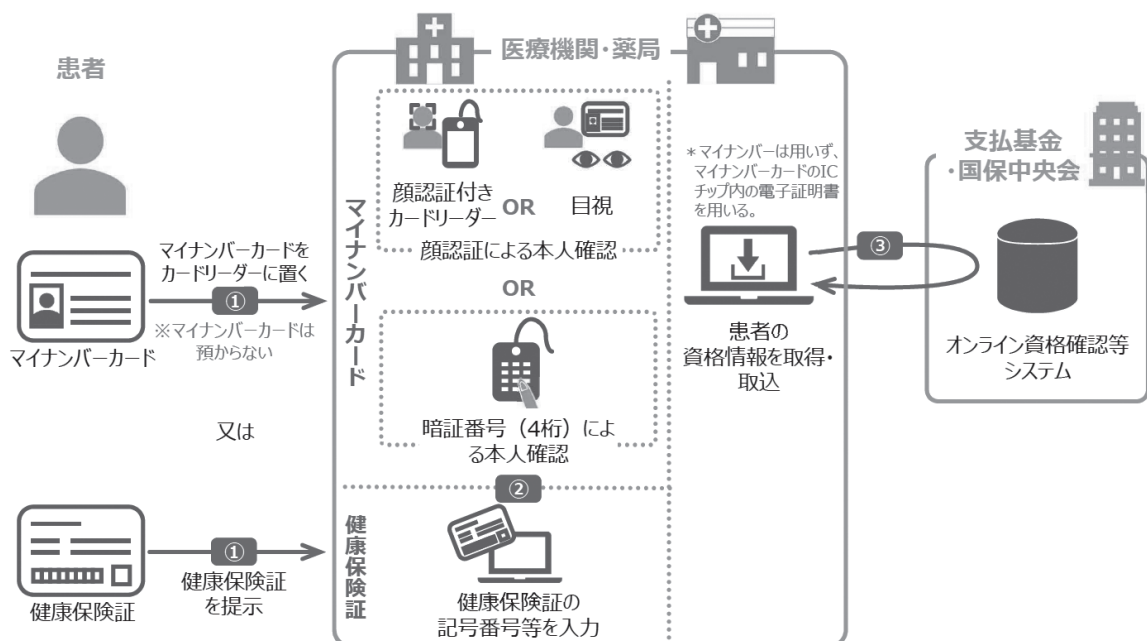
マイナンバーカードの健康保険証利用について

1. 利用方法

マイナンバーカードの健康保険証利用とはどのような仕組みなのでしょうか。図をご覧ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、

●医療機関等におけるオンライン資格確認のイメージ図



出典：厚生労働省「健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります」(令和3年2月)

医療機関等（保険医療機関・保険薬局）では顔認証付きカードリーダーの設置が原則必要になります。顔認証付きカードリーダーとは、マイナンバーカードの顔写真をカード上のICチップから読み取り、その「顔写真」と窓口で撮影した「本人の顔写真」を照合して本人確認を行うことができる機器のことです。機器の顔写真のデータ等は保持せず利用後は消去される仕組みになっています。暗証番号（4桁）による本人確認も可能です。

また、資格確認もオンラインで行われます。マイナンバーカードのICチップを読み込むことで、支払基金・国保中央会*2の資格情報を医療機関等のシステムに自動で取り込むことができます。

医療機関等ではマイナンバー（12桁の個人番号）は取り扱わず、カードを預かることなく自動で受け付けるので、できるだけ接触を避けたいコロナ禍の下では安心なシステムといえるでしょう。

2. メリット

被保険者には次のメリットがあります。

- ①初回登録後は就職、転職、引越しをしても健康保険証としてずっと使える。（但し、医療保険者への資格取得・喪失の手続きは必要です。）
- ②本人が同意すれば初めての医療機関等でもこれまでの薬剤情報等が医師等と共有できる。
- ③マイナポータルで自身の特定健診（いわゆるメタボ健診）情報や薬剤情報・医療費情報が確認可能になる。
- ④マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。
- ⑤限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除される。

医療機関等では、オンラインで最新の保険資格情報を自動的に医療機関システムに取り込むことができ、資格過誤による返戻レセプトが減ったり、窓口業務が削減されたりする等のメリットがあります。

社労士にとっても、資格取得完了から健康保険証が被保険者に届くまでのタイムラグが解消され、被保険者の入社手続きが完了すればすぐに病院で受診できることを伝えられるメリットがあります。コロナ禍で在宅勤務の頻度が増え、事業所の担当者が郵便物を受け取るタイミングが難しい状況下では大変便利です。また入社手続きの際に慌てて資格証明書の発行を年金事務所に求めることも不要となります。当面、健康保険証の発行は行われますが、マイナンバーカード普及のため健康保険証の廃止が検討されているので、将来的には保険証の返納業務も無くなるでしょう。

マイナンバーカードの保険証利用により私たちの業務もさらに変わります。

*1 マイナンバーカードや電子決済の普及を目的に総務省が実施する消費活性化政策、ポイントプログラムのこと
*2 社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会のこと

3. 導入準備状況

①医療機関等の状況

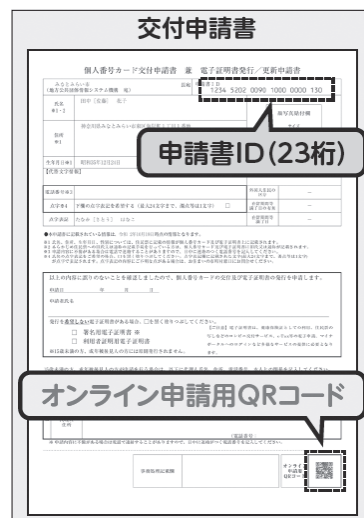
厚生労働省は2021年3月末に、医療機関等の6割程度でオンライン資格確認等システムの実施に必要な顔認証付きカードリーダーを導入することを目指していましたが、昨年10月11日時点での申し込み率は14.5%にとどまっていました。そこで早期達成を目指し新たな加速化プランを実行し、追加的な財政支援策を行っています。これにより本年2月7日時点での申込数は28.5%に上がりました。3月上旬からオンライン資格確認のプレ運用が開始され、3月下旬から本格運用の予定です。

②健康保険証利用の申し込み状況（初回登録）

マイナンバーカードでの健康保険証利用の申し込みは昨年7月1日から受付を開始しています。マイナンバーカードの交付枚数に対する健康保険証利用申込数の割合は、昨年10月11日時点で4.4%、本年2月7日時点でも7.8%にとどまっています。

今がマイナンバーカード取得のチャンス

マイナンバーカードが未申請だった住民に対し、昨年11月末からマイナンバーカード交付申請の案内が一斉に郵送されています。顔写真データがあれば交付申請書にあるオンライン申請用QRコードを読み取り、スマートフォン等から簡単に申請できるようになっています。返信用封筒により郵送で申請することも可能です。コロナ対策もあって、政府のデジタル強靱化はますます加速しています。私たち社労士は、労働者等の福祉の向上に資するという観点からも、オンライン資格確認の実施を踏まえたマイナンバーカード取得に向け、事業所に働きかけていきたいものです。



次号では健康保険証として利用する場合の初回登録、さらにマイナンバーカードの利活用について解説します。